

## 税関における継続取引一括輸出承認の確認方法について(お知らせ)

経済産業省貿易経済協力局 (24・2・10)

継続取引一括輸出承認(以下「一括輸出承認」という。)に係る輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。)第5条(税関の確認等)に基づく確認については、平成24年3月1日から下記のとおり取り扱うこととなりましたのでお知らせします。

### 記

一括輸出承認を受けている輸出者においては、通関手続きを行う際、以下の事項をインボイスに記載してください。これに基づき、税関は当該貨物が一括輸出承認の対象貨物であるかどうかの確認を行います。

輸出しようとする貨物について、一括輸出承認の対象貨物に該当する輸出令別表第2の『項』、輸出貿易管理令別表第二及び別表第七の規定に基づき貨物を定める省令(平成4年通商産業省令第38号)の『該当貨物』又は『該当規定』及び当該貨物の契約額の総価額をインボイスに記載してください。

(記載例1) 21の3項 エチルメチルケトン 40万円

(記載例2) 21-3 省令第1条第6号 ¥400,000

(記載例3) 21-3 1-6 ¥400,000

本件についてのお問い合わせは、以下あてにお願い致します。  
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課